

津幡町最低制限価格算出要綱

平成22年9月13日

津幡町告示第90号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び津幡町財務規則（昭和60年津幡町規則第1号。以下「規則」という。）第132条の規定による最低制限価格の算出方法に関し、必要な事項を定めるものとする

(最低制限価格の算出方法)

第2条 最低制限価格の算出方法は、次の各号の掲げる工事の種別（当該工事の予定価格算出の基礎とした設計書等（以下「設計書」という。）に係る工事の種別をいう。）に応じ、設計書に基づき算出した当該各号に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

□ 土木工事 次に掲げる額の合算額

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

□ 建築工事及び設備工事その他工事 次に掲げる額の合算額

- ア 直接工事費の額に10分の8.5を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合算額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特別な工事については、10分の9.2から10分の7.5までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とする。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年5月23日津幡町告示第90号)

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成25年5月27日津幡町告示第61号)

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則(平成26年3月11日津幡町告示第24号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日津幡町告示第43号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日津幡町告示第21号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月15日津幡町告示第32号)

- 1 この要綱は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日の翌日から施行する。
- 2 工期の末日が、平成31年9月30日以前である契約については、第2条中「100分の110」とあるのは、「100分の108」として、同条の規定を適用する。